

差別のない明るいまちを

# 日本人拉致問題

害者は、今なお自由を奪われ約三〇年もの長期間、北朝鮮にとらわれたままの状態で、現在も救出を待っています。

## ◆拉致問題に関する経過

- 二〇〇二年九月 第一回日朝首脳会談①
- 二〇〇二年十月 拉致被害者五名帰国②
- 二〇〇三年一月 「拉致被害者支援法」施行③
- 二〇〇四年五月 第二回日朝首脳会談④
- 二〇〇六年六月 「拉致人権侵害対処法」施行⑤
- 二〇〇六年十一月 一件一名追加認定⑥

携しつつ、拉致問題等の実態を解明するとともに、その抑止を図るため『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』を施行。

同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国および地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（十二月十日～十六日）の創設等を定めている。

⑥これにより、認定された拉致事案は十二件十七名になった。

## ◆日本政府の基本的立場

北朝鮮による日本人拉致は、人間の尊厳、人権および基本的人権の重大かつ明白な侵害行為です。なお、このような基本的認識は、国連人権委員会でも確認されています。

外務省ホームページには、政府の基本的立場について「日本政府は、今後とも、拉致問題はわが国の国家主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その解決なくしては、北朝鮮との国交正常化はないとの方針を堅持し、対話と圧力とを一貫した考えの下で『拉致問題対策本部対応方針』に沿った取り組みを強化・推進しつつ、

北朝鮮に対し、あらゆる機会を通じて問題解決に向けた決断を早急に下すよう求めていく」と示しています。

## 拉致問題対策本部対応方針

- ①すべての拉致被害者の安全確保および即時帰国等の要求
  - ②北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置の検討
  - ③厳格な法執行の継続
  - ④情報の集約・分析および国民世論の啓発の強化
  - ⑤拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査の推進
  - ⑥国際協調の更なる強化
- 二〇〇六年十月決定

北朝鮮による日本人拉致問題は、決して許されない犯罪行為であると同時に国民にとって重大な人権問題であるとの認識に立って、政府の取り組みや国際社会との連携の下、早急な解決をめざしてあらゆる取り組みをすることが求められています。

## 参考・引用文献

- 「すべての拉致被害者の帰国をめざして」内閣官房拉致問題対策本部発行
- 「あわ人権学習ハンドブック」徳島県教育委員会発行

## 人権の詩

海とかもめ

金子みすゞ

海は青いとおもった、  
かもめは白いとおもった。  
だのに、今見る、この海も、  
かもめのはねも、ねずみ色。  
みな知っているとおもった、  
だけど、それはうそでした。  
空は青いと知っています、  
雲は白いと知っています。  
みんな見えます、知っています、  
けれども、それもうそかしら。

出典「金子みすゞ」

童謡絵本「明るいほうへ」

選 矢崎節夫・絵 高島 純

JULIA出版局 発行

※このページは参考・引用文献に基づく表記をしています。

お問い合わせは、市人権推進課（教育庁舎1階） ☎32・2122 まで。

一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、多くの日本人が自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮という）による拉致の疑いもたれています。

日本政府は、これまでに十七名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

二〇〇二（平成十四）年九月に、北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、十月に五人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、他の被害者については、まだ、北朝鮮側から安否に関する納得のいく説明がされていません。残された被